令和2年6月11日 告 示 第519号

(目的)

第1条 この要綱は、地産地消の推進並びに草加産の農産物及びこれを使った加工品(以下「地場農産物」という。)のPRを図るため、地場農産物を積極的に活用している飲食店(飲食店、ホテル、旅館等をいう。以下同じ。)又は小売店(スーパー、青果店、量販店、直売所、菓子店、土産物店等をいう。以下同じ。)を「草加市地場農産物使用推進店」(以下「推進店」という。)として登録することにより、地産地消の取組を拡大し、市民が購入し味わう機会を増やすことで、都市農業への愛着の醸成及び地場農産物の消費を促進し、もって市内経済活動の活性化へとつなげることを目的とする。

(登録対象店)

第2条 登録の対象となる店舗等は、前条の目的に賛同して地場農産物を取り扱い、その 消費拡大に取り組む飲食店又は小売店とする。

(登録条件)

- 第3条 登録を受けようとする店舗等(以下「申請者」という。)は、第1号の条件を満たした上、第2号から第5号までに規定する事項を実施するものとする。
 - (1) 食品衛生法、JAS法等関係法令を遵守していること。
 - (2) 地場農産物を積極的に使用すること。
 - (3) 推進店に登録された後に、市が配布するPR品(看板等をいう。以下同じ。)を店舗又は売場に掲示すること。
 - (4) 申請書記載内容の公開 (ホームページ及び広報紙への掲載並びにマスコミ等への紹介をいう。)を承諾し、食育・地産地消の推進のためのアンケート等に協力すること。
 - (5) 市内農業者の販路拡大、地産地消の推進等のために協力すること。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、飲食店の申請者は、次に掲げる事項を実施するものとする。
 - (1) 店舗において地場農産物を使用した飲食物を直接消費者に提供すること。
 - (2) 食材として使用した地場農産物をメニュー等に表示するよう努めること。

- (3) 推進店に登録された後においても、地場農産物を使ったメニュー等を増やすことに 努めること。
- 3 第1項各号に掲げるもののほか、小売店の申請者は、次に掲げる事項を実施するもの とする。
 - (1) 店舗において地場農産物を直接消費者に販売すること。
 - (2) 地場農産物の「販売コーナー」等の明示をすること又は各農産物等の販売コーナーの中で地場農産物を集積し、ポップ等により草加産であることを明示すること。

(登録方法)

第4条 申請者は、「草加市地場農産物使用推進店」登録申請書(変更申請書)(第1号 様式)に必要事項を記入し、市長へ提出するものとする。

(申請期間)

第5条 申請受付は、年間を通して随時行うものとする。

(登録審査)

第6条 市長は、受理した申請書の内容を確認し、第3条に規定する登録条件を満たして いるかどうかを審査する。

(登録証等の交付)

第7条 市長は、前条の審査により登録が適当と判断された申請者に対し、草加市地場農産物使用推進店登録証(第2号様式)及びPR品を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第8条 推進店は、登録内容に変更が生じた場合、第1号様式により当該内容の変更の届 出を行うものとする。

(登録期間)

第9条 登録期間は、登録日から辞退の申出又は登録の取消しのあった日までとし、市長は、推進店に対する意向等アンケート調査を実施し、登録の継続の意思を確認する。

(登録の辞退)

第10条 推進店は、廃業等によりその営業を終了した場合その他登録の辞退を希望する場合は、草加市地場農産物使用推進店登録辞退届書(第3号様式)を提出するものとする。

(登録の取消し)

第11条 市長は、推進店が次のいずれかに該当する場合、草加市地場農産物使用推進店

登録取消通知書(第4号様式)により登録を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定による辞退の申出があった場合
- (2) 第3条に規定する登録条件を満たさなくなった場合
- (3) 公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- (4) 営業の実態が確認出来ず、事業主との連絡が取れない場合
- (5) 第1条の目的に反し、消費者の信頼又は地場農産物のイメージを著しく失墜させた場合
- (6) 意向等アンケート調査において、アンケートの回答提出等による更新の意向確認が できない場合

(調査)

第12条 市長は、推進店に対し、登録条件等を満たしているかを随時調査し、又はアンケート等を実施することができる。

(広告宣伝及びPR)

第13条 市長は、推進店を通した地場農産物の消費拡大及びイメージアップを図るため、 各種広告宣伝媒体を利用して積極的に広告宣伝を行うとともに、PR活動に必要な資材 を配布するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進店の登録等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。